

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について

【様式】

(臨時報告書)

未整備駅名	通町筋停留場
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：熊本県 市区町村：熊本市
路線名	幹線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	6,085人
鉄道事業者又は軌道経営者	熊本市交通局
関係自治体	熊本市

バリアフリー化に関する現状

地平駅 相対式 2面2線
当該停留場は道路の中央に位置しており、ホームの幅員が狭い。
スロープは設置してあるが、バリアフリー法の基準を満たしていない。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

当該停留場は道路の中央に位置しており、ホーム幅員を確保することができないため、道路管理者との調整のために時間を要す

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

当該停留場は道路の中央に位置しており、ホーム幅員を確保することができないため、道路管理者との調整のために時間を要す

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

当該停留場は道路の中央に位置しており、ホーム幅員を確保することができないため、道路管理者との調整のために時間を要す

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

熊本県においては、「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(平成7年)」に基づき、県内における高齢者や障害者などの移動の確保に向け整備を推進している。また、「熊本県交通施設バリアフリー化整備事業費補助(平成20年)」により、鉄軌道駅におけるバリアフリー化設備整備費の一部(事業費の1/6について補助。(市町村と協調補助))を補助し駅舎のバリアフリー化整備を推進している。当該駅については、鉄道事業者の検討状況を踏まえて、対応を検討することとしている。

市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

本年度、バリアフリー未対応(改良済、改良計画のある電停を除く)の30電停について、整備優先順位や全体スケジュールを定めた整備計画を策定し、次年度以降計画に基づき整備を推進していく予定。当該停留場について、計画に位置付けられれば必要な措置を講じていく予定。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	熊本市交通局
都道府県	熊本県 交通対策総室
市区町村	熊本市交通計画課